



中津市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年3月30日

中津市監査委員 永松末利

中津市監査委員 恒賀慎太郎

指定管理者監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
風の丘葬斎場管理運営グループ	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の出納その他の事務	令和3年3月1日～3月30日
公益財団法人 福澤旧邸保存会		

2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 恒賀 慎太郎

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

なお、恒賀慎太郎監査委員は令和3年3月24日就任につき、令和3年3月23日までの監査は林秀明前監査委員が実施した。

4. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

・ 所管部局関係

- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

・ 指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

5. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和3年4月30日（金）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【風の丘葬斎場管理運営グループ】

(グループの構成団体 株式会社エイト及び有限会社宇佐興産)

(1) 施設名 中津市風の丘葬斎場・火葬場施設・霊柩自動車運送事業

(2) 所管部局・課 生活保健部環境政策課

(3) 施設の設置目的

市民に葬儀及び火葬に関する施設や霊柩車の提供を行うことにより、住民福祉と公衆衛生の向上を図ることを目的として設置した施設である。

・葬斎場の名称「中津市風の丘葬斎場」 ・火葬場（3施設）の名称「本耶馬溪町火葬場」、「清浄苑」、「常光苑」 ・霊柩自動車（2台）

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ①火葬施設及び葬斎場に関する業務
- ②霊柩自動車に関する業務
- ③施設等の使用許可及び利用料金の徴収に関する業務
- ④施設及び霊柩車の維持管理に関する業務

III. 事業費 59,825,172円（令和元年度）
うち指定管理料 53,573,300円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①葬斎場及び霊柩自動車の使用について、申請書を記入しているだけで、申請者に使用許可証を交付していなかった。

申請者に使用許可証の交付を行うよう求める。

②霊柩自動車の実車距離について、旧中津市内の場合、中津市役所から遺体の積み込み場所・遺体の取り降ろし場所までの距離と定められているが、指定管理者が行う場合はこの定め適用がないため、指定管理者は中津市役所ではなく、風の丘葬斎場からの距離で算定していた。

実車距離の起点について、所管課と協議し、利用料金の承認等にて、起点の明確化を行うよう求める。

③施設の外溝管理委託及び施設清掃は、株式会社エイトが行っているが、風の丘葬斎場管理運営グループの管理口座からの支出がなかった。

株式会社エイトの外溝及び清掃部門が実施しており会社内部で処理しているようであるが、契約書を作成し、風の丘葬斎場管理運営グループの管理口座から支出するなど対応を求める。

④葬斎場及び霊柩自動車の使用料について、利用者から一旦、株式会社エイトの葬儀関連会社の銀行口座に振込をさせ、毎月末に関連会社から1ヶ月分の使用料収入が風の丘葬斎場管理運営グループの管理口座に振込まれていた。

葬斎場及び霊柩自動車の使用料について、風の丘葬斎場管理運営グループの管理口座に直接振込むよう対応を求める。

⑤風の丘葬斎場管理運営グループの決算書について、外溝管理委託及び施設清掃の支出が不透明であるため、監事の選任や会計監査の実施など対応の検討を求める。

(要望事項)

⑥火葬施設等の老朽化を防ぎ、長期的に火葬炉を使用できるよう、日常点検や修繕を実施し安定的な運営を行っているが、特に利用者に対する心配りが求められる施設であるため、従事者に対する各種研修を定期的を実施するとともに、所管課と連携を強化し、更なる市民サービスの向上と適正かつ効率的な管理運営を望む。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①火葬許可申請書が複写式で3枚目に葬斎場使用許可申請書、4枚目に葬斎場使用許可証があるが、現在の様式には斎場や霊安室の区分や料金欄がない。

斎場や霊安室の使用許可申請書等の様式の修正について検討を求める。

②協定書の備品の管理について、旧備品番号の備品シールが貼られたままで、新備品番号の備品シールの貼り替えが行われておらず、管理が不十分である。

早期に備品シールの貼り替えを行い、適正な管理を求める。

③自主事業について、葬斎用具販売金額の売上のみ報告しているが、各種葬儀プラン及び自動販売機の手数料の収支状況についても、月次報告書や年度末の事業報告書にも記載するよう検討を求める。

(要望事項)

④火葬施設等の老朽化により、部品供給の停止など施設の維持が困難になる場合が想定される。

施設の長期的・安定的な運営が維持できるよう、計画的な修繕や火葬施設の延命化に努め、指定管理者と運営方針等について引き続き協議を行い、連携を図ることを望む。

【公益財団法人 福澤旧邸保存会】

(1) 施設名 福澤記念館

(2) 所管部局・課 教育委員会社会教育課

(3) 施設の設置目的

国の指定史跡「福澤諭吉旧居」を文化的に活用し、福澤諭吉に関する資料等の展示を行うことにより、郷土の偉人福澤諭吉に対する知識と理解を広め、市民の文化的意識の向上を図ることを目的として設置した施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ① 福澤諭吉に関する資料等の収集、整理及び保存に関する業務
- ② 旧居の公開及び福澤諭吉に関する資料等の展示に関する業務
- ③ 施設の利用料金の徴収に関する業務
- ④ 施設及び附属設備の維持管理に関する業務

III. 事業費 21,426,660円 (令和元年度)
うち指定管理料 5,786,000円

IV. 入館者数 33,406人 (令和元年度)

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

① パンフレットを4万枚増刷しているが、令和2年1月23日に2万枚納入し、残りの2万枚については、印刷会社に保管を依頼していた。

納品書などの納品受領が確認できる書類がない。

業務完了時に、すべて納品確認し、適正な保管を求める。

② 3か国語のパンフレットは作成しているが、展示室（キャプション）及びトイレの外国語表記が行われていないため、インバウンド対応として、外国語表記の検討を求める。

(要望事項)

③ コロナ禍の影響で入館者数の減少がみられているが、リモートで修学旅行を受け入れるなどの対応を図っている。

今後も、企画展の実施による集客向上や、新一万円札の関係市町村と連携した取組みの検討を望む。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

① 協定書の備品の管理について、市の登録備品と協定書の備品の種類や数量に相違があった。

早急に備品の確認を行い、協定書の修正を求める。

(要望事項)

② 年々入館者数の減少がみられている。

今後も、中津城や中津市歴史博物館などの城下町観光ルートを活かし、指定管理者と連携した取組みの検討を望む。